

融合フロンティアフェローシップ(2023年度第1回募集)
次世代研究者挑戦的研究事業(2022年度募集、2023年度第1回募集)

FAQ

質問及び回答	融合フロンティアフェローシップ (融合フロンティアフェロー)	次世代研究者挑戦的研究事業 (次世代リサーチャー)
Q1001 次世代研究者挑戦的研究事業には、融合フロンティアフェローシップの「別表2」のような、申請可能分野一覧表はありますか。	/	○
A 次世代研究者挑戦的研究事業では、融合フロンティアフェローシップの「別表2」に相当するものではありません。どの研究科・専攻においても、いずれの分野にも応募できます。自分の研究内容が一番適している分野に申請することになります。		
Q1002 不合格の場合、再度応募する機会がありますか？	○	○
A 2022年度募集については、現時点では追加で募集する予定はありません。2023年度募集については、2023年1月頃に2023年度第2回募集を予定しています。		
Q1003 2023年10月に博士後期課程に入学する予定です。2023年度第1回募集の募集対象となっていないと思いますが、後日募集があるのでしょうか？	○	○
A 2023年10月に博士後期課程に入学予定（医学博士課程の場合はD2進学予定）の学生は、2023年1月頃に募集予定の2023年度第2回募集に応募してください。		
Q1004 次世代研究者挑戦的研究事業（次世代リサーチャー）のQE（Qualifying Examination）について詳しく教えてください。	/	○
A QE1は、博士課程1年次に標準修業年限での修了可能性、国際共同研究・融合研究の計画状況、IELTS 5.5相当以上の確認を行います。 QE2は、博士課程2年次に標準修業年限での修了可能性、国際共同研究・融合研究の実施状況、IELTS 6.0相当以上（留学生は、日本語能力試験N2相当以上、特に漢字語圏の留学生はN1相当）の確認を行います。		
Q1005 融合フロンティアフェローシップにはQEはありますか？	○	/
A フェローとしての毎年度の活動を評価する予定です。評価の基準も、次世代研究者挑戦的研究プログラムに準じる形とすることを検討しています。		
Q1006 研究専念支援金や研究費の増額はどのように決定されますか？	○	○
A 融合フロンティアフェローシップでは、毎年度の活動評価、次世代研究者挑戦的研究事業では、QEの結果により判断されます。		
Q1007 評価書の作成者は指導教員等になるのでしょうか？指導教員以外に推薦者を依頼することは可能でしょうか。可能な場合、依頼する推薦者に制限はありますか？	○	○
A 申請時点で博士後期課程の指導教員が決まっていない場合も考えられるため、指導教員に限らず、自身のこれまでの研究内容を理解している研究者等が評価書を書くことも可能です。また、何らかの事情で指導教員に頼めないという方は個別に博士課程教育推進機構まで相談してください。なお、評価書は原則教員に作成して貰ってください。		
Q1008 他の奨学金を受給する場合でも応募は可能でしょうか。	○	○
A 支援開始時点において、他の奨学金を受給する予定の学生は、当該奨学金側に併給に関する制限の有無を確認してください。 受給予定の奨学金に専念義務が課せられている場合は、採択されても支援対象とならない場合があります。		
Q1009 併給不可の奨学金を受給しますが、支援対象期間中の一部期間のみの予定です。このような場合でも一切応募は認められないのでしょうか。	○	○
A 状況によって認められる場合がありますので、博士課程教育推進機構にお問合せください。		
Q1010 まだ博士後期課程の入学試験を受けていませんが、この場合も申請できますか？	○	○
A 名古屋大学の博士後期課程に入学・進学の意味がある方については申請可能です。採択され、後に名古屋大学の博士後期課程（医学博士課程）に入学・進学しなかった場合（不合格も含む）は、その時点で資格を失うことになります。		

Q1011	支援期間中に休学が決まった場合は給付期間の延長はありますか？		
A	休学理由によります。自己都合の場合は給付期間の延長は困難ですが、出産・育児・急な傷病等については、個別の事案に基づき別途判断されます。	○	○
Q1012	他大学修士課程からの進学者も対象となりますか？		
A	対象となります。	○	○
Q1013	定年退職後に博士後期課程に入学しています。応募に年齢制限はありますか？		
A	年齢制限はありません。ただし、優秀な博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進める等の本事業の趣旨を踏まえた選抜が行われます。	○	○
Q1014	留学生も対象になりますか？		
A	支援対象学生について国籍要件は設けていません。ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの支援を受ける留学生は支援対象外となります。	○	○
Q1015	支援期間中に起業した場合はどうなるのか？		
A	支援は継続されます。ただし、生活費相当額として十分な水準（他の事業等を踏まえ、240万円/年を基準とする）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている場合は、対象となりません。	○	○
Q1016	TAやRA、もしくは共同研究の対価等として、給与等を受給することは可能でしょうか？また時間の上限はありますか？		
A	制約していません。ただし、「研究専念支援金」を支給している観点から、時間数は、フェロー/リサーチャーとしての活動を行うにあたり支障のない範囲としてください。	○	○
Q1017	社会人学生について、所属企業等から十分な生活費相当額（240万円/年を基準）を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は対象にならないのか。		
A	本事業では、生活費相当額を支給することで学生が研究に専念できる環境を整備することを目的としているため、これを所属企業等から受給可能な制度がある場合は対象となりません。	○	○
Q1018	支援期間中に、有償のインターンシップに参加することは可能か。		
A	可能です。	○	○
Q1019	支援期間中に、外部研究費を受けて研究を実施することは可能か。		
A	フェロー/リサーチャーとしての活動を行うにあたり支障のない範囲であれば可能です。	○	○
Q1020	支援期間中に、学会からの学術賞等の賞金（副賞としての「金券」含む）を受けることは可能か。		
A	可能です。	○	○
Q1021	支援対象学生が日本学生支援機構（JASSO）から奨学金を受けることは可能か。		
A	本事業は「学生が研究に専念できる環境を整備」するものであり、JASSOの奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です（生活費相当額として十分な水準を給付型で提供されるようなケースが仮にある場合は、別途ご相談ください）。 但し、留学生を対象としたJASSO奨学金については、一部、JASSO側で併給を認めていないものもあるため、事前に所属する研究科の担当者に確認をしてください。	○	○
Q1022	現在、国費留学生として修士課程に在籍しているが応募可能か？		
A	申請時点で受給していても、本事業期間中に受給しない予定であれば応募可能です。また、支援開始時に、複数の事業において支援対象となり、かつ併給ができない場合は、いずれかの事業を選択することとなります。 事業により、併給の有無、辞退の可否は異なりますので、必ず事前に当該奨学金の担当部署に確認をしてください。	○	○
Q1023	支援期間中に、名古屋大学の授業料免除制度に申請できますか。		
A	申請できます。	○	○
Q1024	新型コロナウイルスの影響により入国ができない場合の研究専念支援金や研究費の受領は可能か。		
A	事業元の科学技術振興機構（JST）の確認が取れ次第、案内します。	○	○

Q1025 審査結果が4月14日に発表されるが、2022年度4月から支援対象となった場合、4月分の研究専念支援金の金額と支払い時期はいつになるのか。	/	○
A 金額は、満額（18万円）支払予定です。4月分と5月分をまとめて5月末に支払います。		○
Q1026 応募者情報登録の内容と申請書の内容は一致させているが、応募者情報登録後、申請書を提出するまでに研究課題名が変更した場合はどうすればよいか。	○	
A 変更がある場合は、事前に博士課程教育推進機構に申し出してください。	○	○
Q1027 事業で求める融合研究とはどのようなものを指しますか。		
A 参考資料「融合研究の例」を参照してください。	○	○